

播磨町地域自立支援協議会の 取り組みを紹介します

播磨町地域自立支援協議会は、国の法律に基づいて、播磨町が設置した協議会です。当事者を含む様々な立場の人が地域の課題解決に向け協議することを目的としています。障がいのある人の暮らしを、一緒に考え話し合い、相談支援が個々に行き届くように、人と人をつなぐ役割を果たします。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361
播磨町地域自立支援協議会事務局 ☎079(437)3456

各部会の活動や新しい情報を共有理解するために推進会議や全体会を実施し、障害者虐待防止法、権利擁護支援についても研修会を実施しています。

「そだつ部会」

自己紹介ファイル「かけはし」の普及と書き方教室の実施、就労サポートの充実に向けた協議、中高生の育ちの支援についての協議を行っています。

「くらす部会」

権利擁護と相談支援の体制づくりに関する協議、共同生活についての協議とお泊まり会の実施、防災展の実施、防災訓練に関するアンケートの実施を行っています。

「はたらく部会」

研修会「はたらく人の声を聞く」の実施、はたらくを支えるための相談支援の体制づくり、事業所訪問によるはたらくマップ作成、及びはたらくマップの活用普及を行っています。



障がいのある人の就労を考える はたらく人の声を聞く

～福祉就労編～
障がいのある人の就労実態を知り、そこから障がいのある本人、またそ

の周りの人々が、出来ることは何なのかを考える取り組みとして、ゆうあい園で「はたらく人の声を聞く」研修会を行い、働いている現場を見学し、働いている方々の仕事についての思いや普段の生活の様子などを聞きました。

はたらく人の声を聞く

～障がい者雇用企業編～

一般企業に障害者雇用促進法の雇用枠で就労している人は、どんな思いではたらくしているのでしょうか。仕事のことや生活のこと、自分の思いを、就労している障がいのある人から直接話してもらおう場にご参加ください。

平成25年4月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げになります。これから障がい者をめぐる雇用がどう変化するかなどの話も行う予定です。

▼日時 1月10日(木) 午前10時～11時30分(午前9時30分受付開始)

▼場所 中央公民館視聴覚室

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

播磨町地域自立支援協議会事務局 ☎079(437)3456

自己紹介ファイル 「かけはし」の書き方教室

播磨町地域自立支援協議会では、障がいのある人が多くの人にかかわってもらい、継続した支援を受けられるよう、自己紹介ファイル「かけはし」の普及をしています。参加を希望する方は、申し込みをお願いします。

▼日時 12月4日(火) 午前10時～正午

▼場所 地域連携交流施設

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

学校教育グループ ☎079(435)0545

播磨町町制施行50周年記念事業

～権利擁護 研修シリーズ～
しっかりと知りたい権利擁護

権利擁護の意識がより身近なものになるよう、研修会を開催します。

○「福祉サービス利用援助事業」講師 西野英三郎

○「私にもしものことがあったら」講師 松井美弥子

▼日時 12月6日(木) 午前9時30分～正午

▼場所 地域連携交流施設

▼申込み・問合せ 播磨町権利擁護まちづくり委員会 ☎079(437)0037

年金

「ねんきんネット」の年金見込額試算を保存知ですか

今後の働き方に応じた年金見込額の試算

年金見込額試算では、退職時期など、今後の働き方に関する情報を入力し、それぞれの条件で年金見込額が試算されます。

いくつかの簡単な質問に答えることで、年金見込額が試算されます。

ただし、すでに老齢年金を受給している人は、この年金

見込額試算を利用することはできません。また、働き続けていたり、失業手当(雇用保険の基本手当)を受給することによって年金の支給が停止されている人もこの年金見込額試算を利用することはできません。

なお、年金見込額試算の結果については、次の点に注意してください。

まず、この試算の対象は、老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額です。そして、この試算は、個人の情報に基づいて提供されているものであり、配偶者や扶養者などの情報は試算に反映されません。さらに、共済組合などの加入期間は、この試算の対象には含まれていません。

追納・後納などを行った場合の年金見込額の試算

年金見込額試算の条件として、国民年金保険料の追納期間、後納期間、学生納付特例

▼問合せ 保険年金グループ 加古川年金事務所 ☎079(435)2581 ☎079(427)4743

期間、免除期間の月数を入力することによって、保険料を納付した場合と、納付しなかった場合とで、年金額がどのように変わるかを比較することができます。

追納・後納等可能な月数の確認や入力方法については、「追納・後納等可能月数と金額の確認の流れ」で確認してください。

ただし、強制徴収対象者や納付誓約者、つまり国民年金保険料の滞納があり、日本年金機構が厚生労働大臣の認可を受けて国税徴収法などに基づいて実施する滞納処分の対象となっている人などは、この追納・後納等可能な月数の確認を利用できません。

なお、国民年金保険料の未納および免除・猶予期間がない人は、追納・後納等の入力の必要はありません。

年金見込額の試算結果の比較

試算した結果を最大5つまで選択し、グラフなどで比較することが出来ます。

- ・定年前に退職したり、給与に大きな変動があった場合
- ・年金の受給開始年齢を繰り上げ、繰り下げする場合
- ・現在未納・免除・猶予となっている国民年金保険料を納付・追納する場合

※この「ねんきんネット」による年金見込額試算は、「ねんきん定期便」の情報等をもとに試算しているため、年金事務所で行う試算結果と異なる場合があります。

▼問合せ 保険年金グループ 加古川年金事務所 ☎079(435)2581 ☎079(427)4743

※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。

http://www.nenkin.go.jp/

届いていますか 新しい 国民健康保険 被保険者証

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

国民健康保険の被保険者証(カード)が、12月1日(出)から新しい被保険者証(一般…空色、退職者…銀鼠色)に変わりました。医療機関にかかるときは、必ず窓口で新しい被保険者証を提示してください。

新しい被保険者証(カード)は、11月中旬以降に加入世帯に簡易書留で郵送しました。まだ届いていない方や通知書が届いた方は、保険年金グループで手続きが必要です。

古い被保険者証は、悪用防止のため、保険年金グループあるいはコミュニティセンターまで返還していただくか、細かく裁断するなどして、各自で処分してください。

「ねんきんネット」

http://www.nenkin.go.jp/n/www/n_net/index.jsp)の年金見込額試算を利用すると、様々な働き方による年金見込額を試算し、比較することができますので、今後の人生設計に役立てることができます。